

## PCJSS 修正要求5ヶ条(1996年10月)

 和平協定への反映  
 可否 関連条項

1. 憲法改正で以下を定める				
1 (1) A	CHTに特別な行政地域の地位を与える	×	A.1	少数民族が住む地域としての独自性を守る
1 (1) B	地域評議会による地域自治	×	C.1-13	行政を「監督・調整」する地域評議会が県評議会の上に設けられた
1 (1) C	人民代表で地域評議を構成、その執行委員会を設ける	×	C.3	選挙で選ばれた県評議会委員の中から互選で構成する
1 (1) D	地域評議会は規則を定め、発令し、執行する権限を有する	×	89HDC法	県評議会は管轄分野に関する規則を作れることになっている。
1 (1) E	地域評議会は独自の財源を持ち予算を決める	×	C.14	県評議会は徴税権を有するが、地域評議会は県評議会や政府の予算配分に依存する
1 (1) F	地域評議会は一般行政、治安、県評議会、土地、農業、教育、森林、医療など33分野の管轄権を有する	×	C.9ウ	県評議会が33分野の管轄権をもち、地域評議会はそれを「監督・調整する」
1 (2) A	先住民族を憲法で認知する	×	なし	
1 (2) B	CHTの特別行政制度を憲法に定める	×	なし	
1 (2) C	他地域人がCHTで土地を取得することを憲法で禁じる	×	B.26ア	県評議会が管轄下の土地の譲渡に関する許認可権を持つことになっている
1 (2) D	地域評議会無しに部外者がCHTに入ることを禁じる	×	なし	部外者への土地譲渡の規制があるが入域規制なし
1 (2) E 1	CHTに影響ある憲法改正は住民投票を義務付ける	×	C.13	CHTに関する法律は地域評議会の助言にしたがって制定する
1 (2) E 2	CHTに関わる法律は地域評議会とCHT選出議員の同意を要することとする	×	同上	同上
1 (2) F	CHT永住者からなる別の警察部隊を作る	×	B.24	県評議会が丘陵県警察の警部補以下の職員を任命する
1 (2) G	地域評議会の同意無しに政府は緊急事態を発令しない(外国の武力行使を除く)	×	D.17	治安悪化、天災などでは、行政の指導の下で陸軍をCHTに展開できる
1 (2) H	基本的に永住者のみ政府・半政府機関職員に雇用する	×		

2. 行政制度				
2 (1) A	丘陵3県をひとつの行政単位とする	×	なし	
2 (1) B	丘陵地帯の名称を「ジュマ・ランド」に変更する	×	なし	
2 (2)	丘陵地帯の問題を担当する省を新設する		D.19	ジュマを大臣とするCHT担当相を新設
2 (3)	ジュマ民族のための別な司法制度を導入する		B.34	先住民族慣習法が県評議会の管轄、地域評議会の監督下に置かれる
2 (4)	国会でのジュマ民族議席枠を法律で定める	×	なし	
2 (5) A	発電所、衛星通信基地、国営産業、収用地を除く全ての土地を地域評議会の管理下に置くこと		B.26ア	県評議会に土地の譲渡に関する許認可権が認められるが、左のほか、保存林と国有地も除外
2 (5) B	発電所、衛星通信基地、国営産業、収用地の範囲を確定する	×	なし	
2 (5) C	地域評議会管轄下の土地を政府が収用することを制限する法律の制定		B.26イ	県評議会の承認なしに政府は土地を取得・譲渡できない

2 (5) D	非永住者の土地所有を無効にし、元の所有者が評議会上に返還する	/	D.4-6	土地委員会が土地争議を裁定し、土地を元の所有者に返還する力を持つ。
2 (5) E	ゴム園、造林など用に非永住者にリースされた土地を評議会上に譲渡する		D.8	「未利用」のゴム園などをジュマに返還
2 (5) F	軍・民兵の駐屯地跡地を評議会上の管理下に置く		D.17ア	駐屯地引上跡地を元の持ち主が県評議会上に返還

### 3. 難民、国内避難民の救済など

ko	1947年以降の入植者を平野部に引き上げること	×	D.4, D.17	JSSIは「引き上げ口約束」あったと主張。土地委員会の裁定と軍撤退で間接的に入植者撤退を促す
3 (2)	1960年以降のインドへの越境難民の生活再建		D.1	トリプラ州にいた難民7万人は再定住。他は対象とならず。
3 (3)	カプタイ・ダムの水面上限を定め、ダムによる移住者の生活再建を図る		B.26エ	カプタイ湖畔を元の所有者に優先賃貸
3 (4) A	BDRを除く軍・民兵の全駐屯地を引き上げる		D.17	BDR、6基地除く全ての仮設駐屯地を引き上げる
3 (4) B	侵略、戦争、緊急事態を除き、CHTで陸軍駐屯地を設けない	×		

### 4. JSSメンバー生活再建など

4 (1) A	全JSS党員の生活再建		D.13	PCJSSIは家族と共に普通の生活に戻る
4 (1) B	全JSS党員への訴追、逮捕状、欠席判決を取り下げる		D.14&16	元武装活動員の特赦・告訴取り下げ
4 (1) C	CHT永住者への訴追、逮捕状、欠席判決を取り下げる	×	なし	PSS以外は恩赦されず
4 (2) A	公務員・軍隊にジュマ民族枠を設ける			
4 (2) B	高等教育でジュマ民族枠を設ける		D.10	高等教育で民族枠
4 (2) C	ジュマ公務員の教育資格・年齢制限を緩める		10.16オ	元公務員のJSSメンバーは復職し、他JSSメンバー・家族の雇用対策を行い、年齢制限も緩める
4 (3) A	CHTの開発のための銀行を政府資金で設ける	×	なし	
4 (3) B	特別な開発予算を出す		B.19 C.9b	県評議会上に管轄分野での開発予算を与え、地域評議会上が監督する
4 (4)	CHT専用のラジオ局を設ける	×	なし	
4 (5)	CHT開発局を地域評議会上の管理下に置く		C.10	地域評議会上はCHT開発局を監督、局長はジュマを優先

### 5. 非軍事化と入植者の引き上げ

5 (1)	裁判中・軍拘束中のジュマ全員を釈放する		D.16イ	
5 (2)	CHT行政を非軍事化する	?	D.17	軍撤退で影響力の低減を期待?
5 (3)	ジュマの集団村を廃止する			和平協定前に大部分が解体
5 (4)	入植者の侵入・定住・土地取得を止める		B.26ア	県評議会上が土地譲渡を許認可、しかし管轄外の地域が多い
5 (5)	集団村に住む入植者を段階的に他地域に引き上げる	×	D.4, D.17	JSSIは「引き上げ口約束」あったと主張。土地委員会の裁定と軍撤退で間接的に入植者撤退を促す
5 (6)	BDRを除く軍・民兵の全駐屯地を引き上げる		D.17	BDR、6基地除く全ての仮設駐屯地を引き上げる